証券コード　2594
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都港区西新橋２丁目34番４号
キーコーヒー株式会社
代表取締役社長　柴　田　　裕

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださるか、53頁の「インターネットによる議決権行使に当たってのご注意点について」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター大ホール
（開催場所については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第63期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第63期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第７号議案　当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

４．招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。（午前９時受付開始）

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス http://www.keycoffee.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、今後の業績見通し等を検討し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案をご承認いただきますと、中間配当8円と合わせた当期の配当は、1株につき16円となります。

期末配当に関する事項

（１）　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金8円、総額　　181,448,440円

（２）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により責任限定契約の締結主体の範囲が拡大されたことに対応するとともに、監査等委員会設置会社への移行による業務執行と監督の分離に伴う責任分担の明確化を図り、取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第１項及び会社法第427条第１項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除する事ができる旨並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨を、定款第30条（取締役の責任免除）として新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 定 款
第１章　総　則	**第１章　総　則**
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	**第２章　株　式**
第６条～第11条（条文省略）	第６条～第11条（現行どおり）
第12条　（株主名簿管理人） （条文省略） ②　（条文省略） ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備えおき、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	第12条　（株主名簿管理人） （現行どおり） ②　（現行どおり） ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
第14条～第19条（条文省略）	第14条～第19条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　定　款
第４章　　取締役及び取締役会	**第４章　　取締役及び取締役会**
第20条　（員数及び選任） 当会社の取締役は５名以内とし、株主総会において選任する。	第20条　（員数及び選任） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名以内とし、株主総会において選任する。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とし、それ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。
②　取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	③　（現行どおり）
③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	④　（現行どおり）
第21条　（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の現任者の任期が満了する時までとする。	（削　除）
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
第24条　（取締役会の権限） 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決議し、かつ取締役の業務の執行を監督する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　定　款
第25条　（取締役会の招集及び議長） （条文省略） ②　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ③　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条　（取締役会の招集及び議長） （現行どおり） ②　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ③　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条　（取締役会規程） （条文省略）	第25条　（取締役会規程） （現行どおり）
第27条　（取締役会の決議） （条文省略） ②　（条文省略）	第26条　（取締役会の決議） （現行どおり） ②　（現行どおり）
（新　設）	第27条　（重要な業務執行の決定の委任） 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第28条　（取締役会議事録） 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第28条　（取締役会議事録） 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第29条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　定　款
（新　設）	第30条　（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、会社法第423条第１項の行為による取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役及び監査役会	（削　除）
第30条　（員数及び選任） 当会社の監査役は５名以内とし、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
第31条　（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。	（削　除）
第32条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
第33条　（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までにこれを発する。 ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　定　款
第34条　（監査役会規程） 　監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
第35条　（監査役会の決議） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
第36条　（監査役会議事録） 　監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　除）
第37条　（報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第38条　（社外監査役との責任限定契約） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	**第５章　　監査等委員会**
（新　設）	第31条　（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　定　款
（新　設）	第32条　（監査等委員会規程） 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　会計監査人	**第６章　　会計監査人**
第39条　（選任方法） （条文省略）	第33条　（選任方法） （現行どおり）
第40条　（任期） （条文省略） ②　（条文省略）	第34条　（任期） （現行どおり） ②　（現行どおり）
第41条　（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第35条　（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第42条　（会計監査人との責任限定契約） （条文省略）	第36条　（会計監査人との責任限定契約） （現行どおり）
第７章　　計　　算	**第７章　　計　　算**
第43条　（事業年度） （条文省略）	第37条　（事業年度） （現行どおり）
第44条　（期末配当金の支払） （条文省略）	第38条　（期末配当金の支払） （現行どおり）
第45条　（中間配当） （条文省略）	第39条　（中間配当） （現行どおり）
第46条　（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）	第40条　（期末配当金等の除斥期間） （現行どおり）
第８章　　買収防衛策	**第８章　　買収防衛策**
第47条　（買収防衛策の導入等） （条文省略） ②　（条文省略）	第41条　（買収防衛策の導入等） （現行どおり） ②　（現行どおり）
第48条　（新株予約権無償割当ての決議機関） （条文省略） ②　（条文省略） ③　（条文省略）	第42条　（新株予約権無償割当ての決議機関） （現行どおり） ②　（現行どおり） ③　（現行どおり）

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	柴田（しばた）　裕（ゆたか） (昭和39年１月12日生)	昭和62年３月 当社入社 平成９年４月 広域営業本部第一営業部長 平成９年６月 取締役就任 平成11年４月 広域営業本部副本部長委嘱 平成12年10月 常務取締役就任、企画本部長委嘱 平成13年４月 マーケティング本部長委嘱 平成13年６月 専務取締役就任 平成14年１月 代表取締役専務取締役就任 平成14年７月 代表取締役社長就任（現任）	465,100株
2	新川（にいかわ）　雄司（ゆうじ） (昭和29年１月１日生)	昭和52年３月 当社入社 平成９年４月 企画本部総合企画室長 平成10年４月 ＩＯＣ所長兼務 平成11年６月 取締役就任 平成13年４月 生産本部長委嘱 平成15年４月 管理本部長委嘱 平成15年６月 常務取締役就任 平成17年３月 経営企画室管掌委嘱 平成19年６月 専務取締役就任 平成21年４月 品質保証部管掌委嘱（現任） 平成21年５月 スラウェシ興産株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成23年６月 ニック食品株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年４月 専務取締役専務執行役員就任 平成25年６月 取締役専務執行役員就任（現任） 平成25年６月 管理本部兼ＳＣＭ本部管掌委嘱(現任)	15,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	川股 一雄（かわまた かずお） （昭和32年11月12日生）	昭和58年３月 当社入社 平成12年４月 広域営業本部第一営業部長 平成15年４月 広域営業本部長 平成15年６月 取締役就任 平成17年３月 事業本部管掌委嘱 平成17年６月 常務取締役就任 平成17年７月 広域営業本部管掌委嘱 平成18年４月 事業本部長委嘱 平成20年４月 営業統括委嘱 平成21年４月 事業本部管掌委嘱 平成23年４月 経営企画本部長委嘱 平成23年６月 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年４月 常務取締役常務執行役員就任 平成25年４月 マーケティング本部長委嘱（現任） 平成25年６月 取締役常務執行役員就任（現任） 平成25年６月 調達グループ管掌委嘱	12,000株
4	小澤 信宏（おざわ のぶひろ） （昭和35年１月６日生）	昭和57年３月 当社入社 平成13年４月 広域営業本部第二営業部長兼原料販売チームリーダー 平成15年４月 広域営業本部第一営業部長 平成17年７月 広域営業本部長 平成19年６月 取締役就任 平成22年４月 広域営業本部管掌 平成24年４月 特販営業本部長委嘱 平成25年４月 取締役常務執行役員就任（現任） 平成25年４月 営業統括委嘱（現任） 平成25年６月 特販営業本部兼家庭用営業本部（現流通営業本部）兼事業本部管掌委嘱（現任）	6,700株

（注） 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

(1) 新川 雄司氏との利害関係

同氏は、スラウェシ興産株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社よりコーヒー生豆を購入しております。また、同氏はニック食品株式会社の代表取締役社長も兼務しており、当社は同社より、飲料製品等を購入しております。

(2) 川股 一雄氏との利害関係

同氏は、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社へレギュラーコーヒー製品等を販売しております。

(3) その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	清水信行（しみずのぶゆき） （昭和29年５月12日生）	昭和53年３月 当社入社 平成13年４月 財務部長 平成21年４月 生産本部長 平成23年４月 監査室長 平成24年４月 監査室担当 平成24年６月 監査役就任（現任）	4,700株
2	前原一雅（まえはらかずまさ） （昭和16年３月６日生）	昭和46年４月 ピート マーウィック　ミッチェル会計事務所入所 経営コンサルティング部マネージャー 昭和57年７月 同所退所 昭和57年７月 ルイ ヴィトン ジャパン入社 法務渉外担当取締役 不正商品対策室長 日本商標協会常務理事 平成13年３月 同社退社 平成13年６月 当社監査役就任（現任）	1,900株
3	椙山智（すぎやまさとる） （昭和34年４月17日生）	昭和61年４月 株式会社コスモ総合研究所入所 平成元年４月 朝日新和監査法人入所 平成２年３月 藍澤証券株式会社入社 経営企画室長 平成８年３月 プライスウオーターハウス青山監査法人入所 マネージングディレクター 戦略コンサルティング・サービス部門担当 平成16年４月 Ｄ．グラント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役パートナー就任（現任） 平成16年６月 中央物産株式会社監査役就任(現任) 平成23年６月 当社監査役就任（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	中川 幸三（なかがわ こうぞう） （昭和26年３月５日生）	昭和55年11月 デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和60年２月 公認会計士登録 平成23年９月 有限責任監査法人トーマツ退所 平成23年10月 中川幸三公認会計士事務所開設（現任） 平成23年12月 税理士登録 中川幸三税理士事務所開設（現任） 平成24年６月 当社監査役就任（現任） 株式会社プロネクサス監査役就任（現任） 平成25年６月 株式会社ニッキ監査役就任（現任）	900株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 清水　信行氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を新たに締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）といたします。

3. 前原　一雅、椙山　智及び中川　幸三の各氏は、社外取締役の候補者であります。社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 前原　一雅氏につきましては、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、前原一雅氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。当社は、前原一雅氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、改めて同氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております（異動予定日６月24日付）。

(2) 椙山　智氏につきましては、D．グラント・コンサルティング株式会社の代表取締役パートナーであり、企業経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、椙山　智氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。当社は、椙山　智氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、改めて同氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております（異動予定日６月24日付）。

(3) 中川　幸三氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、中川　幸三氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。当社は、新たに同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております（異動予定日６月24日付）。

4. 当社と前原　一雅、椙山　智及び中川　幸三の各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）としております。本議案が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

5. 前原　一雅、椙山　智及び中川　幸三の各氏は、買収防衛策の独立委員に就任しておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと任期満了となり監査役を退任いたします。これに伴い、前原　一雅、椙山　智及び中川　幸三の各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で、買収防衛策に係る独立委員委任契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年６月25日開催の第61期定時株主総会において「年額１７５百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を「年額１７５百万円以内」と定めること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額４５百万円以内」と定めること、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年４月23日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同年６月24日開催の当社第56期定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を頂きました。

今般、当社は、本プランの有効期間が本総会の終結の時をもって満了となることを受け、平成27年５月20日付「当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」で公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

本議案は、当社現行定款第47条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続につきましては、当社を取巻く社会情勢及び経営環境の変化並びに買収防衛策に関する各種議論の動向等を踏まえ、継続を決定したものであります。なお、本プランの継続に当たっては、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更などの実質的な内容の変更を含まない所要の変更及び修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止することを目的として、そのために、株主の皆様に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を十分に吟味する時間を確保していただくべく、導入されたものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を奪ったりするものではありません。

本プランの継続につきましては、上記取締役会に出席した全監査役（社外監査役3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

本プランの具体的内容につきましては、別紙（16頁～52頁）をご参照下さい。

なお、同別紙記載の本プランの内容は第２号議案が承認されることにより当社が監査等委員会設置会社へ移行することを前提としておりますが、第２号議案が承認されなかった場合でも、本議案の効力には影響ございません。その場合、本プランの内容について、当社が監査役会設置会社であることに伴う読替えを適宜行なっていただくこととなります。

また、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

以　上

別紙

第１　本プラン継続に関する当社の基本的考え方

１　当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

他方で、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にその買収提案を否定するものではなく、むしろ、株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その意思に基づき、当該買収提案に応じていただくべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に、当社の企業価値を構成する有形・無形の要素や、人的・物的経営資源を把握していただいた上で、買収提案者の当社の企業価値に対する評価及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施策、考え方等の当該買収提案に関する情報を必要かつ十分に取得していただき、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを、必要かつ十分に対比・検討していただかなければなりません。

しかるところ、買収提案者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様が上記の必要かつ十分な対比・検討をするための前提を欠くことになる結果、株主の皆様に、当該買収提案者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせ、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての適切な判断を妨げるものといわざるを得ません。特に、後述するように個人株主増加政策を推進してきた当社にとって、個人株主であることから生じる情報の不足や偏りを克服していくことは、必須の要請であるといえます。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・検討するのに必要かつ十分な時間を与えない者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではな

く、買収提案者としては不適切であると考えております。

以下の２及び３では、株主の皆様に当社の企業価値と現経営陣の経営方針等をご理解いただくべく、本書の場を借りて、当社の企業価値の源泉と現経営陣の経営方針等について明らかにするとともに、当社が、いかなる者を不適切な買収提案者と考えているかについて、明らかにすることと致します。

２　当社の企業価値の源泉

(1) 当社は、大正９年に横浜の地に創業され、コーヒーの焙煎・コーヒー等の販売を目的とする「木村商店」をその起源として以来、コーヒーを究めることに対する情熱の下に、コーヒーの輸入・製造・販売等に力を入れるだけでなく、よりおいしいコーヒー豆を追い求めて、コーヒー農場の開発・経営をも手懸けるなど、長年にわたり、コーヒー関連事業に携わって参りました。

現在の社名ともなっている「キーコーヒー」の「キー」には、「コーヒーの味覚を開き、日本のコーヒー文化の扉を開く鍵でありたい」との想いを込めておりますが、当社のこれまで歩んできました軌跡を振り返りますと、コーヒー業界において、その想いに違わない積極的な企業活動を行い、キーコーヒーの歴史は日本のコーヒーの歴史そのものであると言っても過言ではないものと自負しております。

また、当社は、平成９年に東京証券取引所市場第一部に上場を果たしたことをきっかけに、いわゆるパブリック・カンパニーとして、社会的責任を全うすることが強く求められるようになりました。

そこで、当社は、コーヒーを究めるという創業以来の企業理念に加え、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」という経営方針を打ち出して、生活者の視点に立ったＣＳＲ活動にも取り組みつつ、「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒー探求者」を目指すことに致しました。

当社は、これからも、かかる企業理念・経営方針の下に、理想とする企業像を目指して、邁進いたす所存であります。

(2) このような歴史を経て培われてきた現在の当社の企業価値の源泉は、「キーコーヒー」そのものの存在感、すなわち、ブランド力にあります。

先述の通り、当社は大正時代からコーヒーを究めるという企業理念の下、コーヒー事業に深く関わり続け、多くの方々においしいコーヒーが醸し出す心のゆたかさと深い喜びを提供し続けてまいりました。すなわち、当社は、まさしくコーヒーへの道を開く「キー」としての使命を果たしてきたのであって、現在では、ご家庭から職場に至るまで、あらゆるコーヒーの飲用シーンで、「キーコーヒー」が認知されております。

このように長年にわたり培ってまいりました「キーコーヒー」の持つブランド力は、当社に対し安定的な収益をもたらすだけではなく、そのブランド力を活かした積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で、そのブランドゆえに求められる社会的責任を果たすべく行動する規律でもあり、当社にとってかけがえのないものとなっております。

すなわち、「キーコーヒー」ブランドは、現在においても将来においても当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標でもあり、まさに、当社の価値を生み出す源そのものであります。

3　当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、かかるブランド力を当社の企業価値の源泉として最大限に活かして、今後の事業展開を図っていくとともに、かかるブランド力に恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指すべく、以下のような取り組みを実施しております。

(1) コーヒーへのこだわり

コーヒーは、いうまでもなく、コーヒー豆を原料としているのであって、高品質のコーヒー豆は、すなわち、コーヒーのおいしさを生み出すための第一歩となるものであります。

当社は、創業当時よりこのことを深く認識していたため、海外のコーヒー豆栽培農家と緊密な信頼関係を築き、より品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できるように努力するとともに、当社自身も、戦前よりコーヒー農場を直接開発することに取組み、理想とするコーヒー豆作りを追い求めてまいりました。

特に、農場作りから取組みを行い、昭和53年に幻のコーヒーとして復活させ当社のフラッグシップ商品として位置付けておりますトアルコトラジャは、当社のコーヒーに対する飽くなき情熱が生み出した、世界でもトップクラスの品質を誇るコーヒー豆であり、そこから醸し出される豊かなアロマとまろやかな酸味、そして、しっかりとしたコクは、多くのコーヒーファンの舌を唸らせています。その優れた品質はロングセラー商品である当社スペシャルブレンドとともに食品のミシュランガイドとも称され、モンドセレクションと並びヨーロッパ二大品評会であるｉＴＱｉ（国際味覚審査機構）の品評会で優秀味覚賞を受賞しました。

当社は、本年（平成27年）発売37周年を迎えたトアルコトラジャの存在価値に磨きをかけるとともに、来るべき創業100周年に向けては２世紀企業の礎を築き、「キーコーヒー」のブランドがあらゆる世代の生活者に信頼され、いつの時代にもお客様から最初に選ばれるコーヒー会社であることを目指し、ブランド力のさらなる向上にまい進致しております。

(2) 生産設備の整備

コーヒー豆がどれほど素晴らしいものであっても、それを製品化する生産設備が不十分なものであれば、コーヒーの持つ光は失われてしまいます。

そこで、当社は、平成13年から衛生管理機能に重点を置いた形で全国４箇所に存在する当社工場のリノベーションに取組み、10年先、20年先の将来を見据えた最新鋭の食品工場とするための設備の整備・改善及び生産能力の向上を図りました。

このリノベーションは、平成19年５月に完了し、現在では全ての工場で、高度の衛生管理機能の下、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行い、さらに鮮度を保って皆様の手にお届けできる生産及び物流体制が構築されております。

なお、この当社４工場は、平成２４年に認証機関「ＧＦＳＩ」より、これまでの食品安全マネジメントシステム国際規格「ＩＳＯ２２０００」と食品製造業向け食品安全プログラム「ＰＡＳ２２０：２００８」を組み合わせたグローバルな食品安全認証システムである「ＦＳＳＣ２２０００」の認証を受けました。

当社は、こうした生産設備を最大限に活かし、皆様の信頼をより厚いものとし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。

(3) 市場の開拓

コーヒーを生業とする当社にとって、上述した高品質のコーヒー豆とそのおいしさを産み出す生産設備は、ともに欠くことの出来ない存在です。

しかし、同時にお客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することによって、キーコーヒーブランドに対するお客様の期待に応え、信頼感をさらに強めていくことも、当社のブランド力の更なる向上にとって、必要不可欠のものと考えています。

当社は、この観点からも、種々の施策を立案・実行しております。

例えば、業務用市場に向けては、お得意先の繁栄を目指したきめ細やかな企画提案型の営業活動を店舗別・業態別に展開し続けております。

また、家庭用市場に向けては、生活者の視点に立った製品や、食の安全・安心にこだわった製品など、明確なコンセプトを持った差別性のある新製品を、積極的に開発、販売してまいりました。

その他にも、オフィスコーヒーサービス・自動販売機向け製品群の充実や、コーヒーをより身近に感じていただくための多種多様な店舗展開等といった、コーヒー市場の裾野拡大へ向けた取り組みを行い、さらには、イタリアントマト、ルノアール、アマンドなど周辺の関連食品事業や飲食事業への展開、イタリア・イリーカフェ社のエスプレッソコーヒーの販売、インターネット通販市

場でのコーヒー販売の有力企業であるhonu加藤珈琲店の子会社化などを通じて当社の事業領域を着実に拡げる等々、お客様のご期待に応え、キーコーヒーブランドに対する信頼感を強めるための企業努力を挙げれば、枚挙に暇がないといっても過言ではありません。

当社は、このような事業活動を通じて、キーコーヒーブランドを、より確固たる存在にしていきたいと考えております。

(4) 研究開発

また、上記のような事業活動は、市場のニーズを的確に把握し、それを取り入れた製品の開発が可能となって、初めて奏効するものといえます。

そのため、当社は昭和60年にコーヒーの基礎研究とともに、新商品の開発、新技術の発明を目指して研究所を設立し、平成18年には開発志向をより明確にするために開発研究所に改称し、より営業活動に密接に関連した形での研究開発を行っており、その活動は、氷温技術を深化させて際立つ甘い香りとまろやかな味わいを実現した氷温熟成珈琲や、煎りたて・挽きたての香り高い味わいを特徴とする、モンドセレクション最高金賞を受賞したアロマフラッシュ製品等々といった成果となって結実しています。

当社は、このような研究開発活動を礎として、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(5) ＣＳＲ活動

ブランド力の向上は、同時に、当社の社会に対する責任を一層強く担わせるものであります。

特に、当社は、平成９年以降、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますので、その責任は、お客様に対するものだけでなく、当社に出資いただいている多くの投資家の皆様に対しても負うべきものとなっております。

当社に課されたこのような責任は、非常に重く、易々と果たせる類のものでないことは、確かです。

しかし、その反面、当社がその責任を果たしたあかつきには、キーコーヒーブランドに対する皆様の信頼を一層高め、キーコーヒーブランドの更なる飛躍を実現することが可能となります。

当社は、このような観点から、その社会的責任を全うすべく、種々の取り組みを行っております。

その全貌については、当社発行の社会・環境報告書をご参照いただければと存じます[1]が、例えば、生産地の社会福祉に貢献し、環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した製品を開発するといったことが挙げられます。また、当社が常に地域社会の人々と共に発展することを目

指して行ってきましたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、ＣＳＲという言葉が市場で耳目を集める遥か以前から取り組んできたＣＳＲ活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の２つの認証を取得するという国際的にも競争力があるコーヒー農場となっております。

また、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど、現地との一体化と共生を深めています。その表れとして、平成２６年、農場のある南スラウェシ州より、環境・雇用・納税などの面で優秀な業績をあげた企業として表彰されました。

当社は、このようなＣＳＲ活動を通じて、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しています。

(6) コーポレートガバナンスの強化

当社は、平成25年４月１日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、月１回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、経営環境の変化にすばやく対応するために、原則として週１回、取締役、執行役員及び経営幹部で構成する業務執行会議を開催し、各執行役員及び各部門の業務執行に関する状況報告と、これに基づく具体的な対応策を決定しています。

さらに、当社は、本定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、これにより従来の監査役会制度にも増して客観的観点からのモニタリング機能及び当社グループ企業全体も含めた内部統制の更なる向上を図り、当社経営の健全性と効率性の強化に努めて参る所存であります。

また、当社は、会社法の改正及び有識者会議が新たに策定したコーポレートガバナンス・コード原案とこれに関連する東京証券取引所上場規則の改正をふまえて内部統制システムの強化を図る所存であります。

当社は、これらの諸施策により、当社経営に対する監督、監視機能の充実を図り、透明性の高い経営の実現を目指しております。

4　総括

(1) 上記２及び３で明らかにしたとおり、当社は、品質の高いコーヒーをお客様にご提供するとともに、お客様のニーズに応じた事業活動を展開し、その期待に応え、さらに、当社に課された社会的責任をも全うすることで、創業以来培われてきたキーコーヒーブランドに対する評価を維持するだけでなく、そのブ

ランド力を発展・向上させることを企図しております。

これは、ひとえに、現在における当社の企業価値の源泉が、キーコーヒーという存在感、ブランド力にあることを重々認識しているからであり、このようにキーコーヒーブランドを発展・向上させることにより、お客様をして、当社が「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒーの探求者」であると認識していただくことこそが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させていく手段・方策であると確信しております。

上記で明らかにした当社の取り組みは、そのための手段となるべきものですが、いずれの手段も、一朝一夕に功を奏するものではなく、長年の研究と経験に裏打ちされた地道な努力の積み重ねによって、10年、20年、あるいはそれ以上の年月を経て、ようやく、結実するものといえます。

このことは、当社が、90年を超える歴史を経てようやく現在の地位を築き上げてきたことからも、明らかです。他方で、このようなブランド力というものは、お客様の当社に対する長年の信頼感と期待感を基礎とするものであって、それが崩れるのに多くの時間を要しないことは、過去の食品業界における不祥事案から見ても明らかです。

それゆえに、当社は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、中期的・長期的な視点に立った継続的な計画に基づき、お客様の当社に対する信頼感・期待感を崩さないように慎重に、しかし、時としてそれらに応えるべく大胆に、その事業を推進していくことが不可欠であると考えております。

従いまして、当社の経営理念、社会的使命及び企業価値の源泉を十分理解することなく、短期の売り抜け等を目的とする買収提案者は、当社の中期的・長期的かつ継続的な事業の遂行に支障を来し、ひいては、お客様の当社に対する信頼感・期待感を消失させ、結果的に、当社の企業価値を減殺することになりかねないことから、当社は、かかる買収提案者を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす者であり、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

(2) ところで、平成27年３月31日現在の当社の大株主の状況は別紙１のとおりでありますが、同日時点においては、当社の現社長である柴田裕並びにその共同保有者[2]及び特別関係者[3]、同氏以外の当社の役員並びにその共同保有者及び特別関係者、同氏が代表者である資産管理会社の博友興産有限会社、キーコーヒー取引先持株会、キーコーヒー役員持株会並びにキーコーヒー社員持株会といった当社の関係者（以下「当社関係者」といいます。）が、当社の発行済株式の約22%を保有しております。

しかしながら、そもそも当社が公開会社である以上、当社株式は、株主の皆様の自由な意思に基づき自由に譲渡され得るものであり、当社関係者につきましても、各々の事情により、その保有する株式を譲渡・処分することは十分にあり得るところです。また、将来的に不可避である相続を契機としても、当社関係者から当社株式が分散していく可能性があります。現に、当社が創業100周年を間近に控えていることの必然の結果として、創業者が有していた株式は、創業者の第２世代・第３世代等にわたって広く分散しており、また、当社関係者が保有する当社の発行済株式数についてみても、当社が個人株主の市場参加を促すべく当社株式の売出しを行った最初の年である平成15年以降、本定時株主総会に係る基準日時点（平成27年３月末）までの間に、約300万株減少しています。創業者の第２世代の高齢化や世代交代等による創業者との関係の希薄化が進展していることを踏まえますと、今後も、当社関係者及びその他の創業者関係者から当社株式が分散していく可能性は、高まりこそすれ、低まることはないと思われます。

さらに、今後の事業拡大及び設備投資のために資金調達が必要になる場合が想定されるだけでなく、近年の厳しい経済環境の下、事業再編やM＆Aが活発化しており、当社としても、今後、M＆A等の実施を模索する可能性がありますが、その際の資金調達方法として、当社は、必ずしも金融機関からの借入れ等のみを想定しているわけではなく、資本市場からの調達も有力な選択肢の一つとなっており、この場合には、当社の株式がより一層分散し、各株主の株式保有比率が希釈される可能性があります。

そして何より、当社は、株主政策として、度々、個人株主の市場参加を促す取り組みを実施しております。この取り組みは、当社が平成６年１月に日本証券業協会に店頭登録して以来継続的に行っているもので、株主優待制度の導入・充実、株式売買単位の引き下げ等の種々の努力の結果、当社の株主数は、平成23年３月末時点において、店頭登録時の約21倍である約３万1000名にまで増大し、その後も、平成25年２月に株式売出しを行ったことから、同年３月末日時点においては、約5000名増の約３万6000名にまで増加しました。本定時株主総会に係る基準日時点（平成27年３月末）では、さらに約2000名増の約３万8000名となっております。

かかる当社の取り組みは、東京証券取引所においても、平成18年度（第５回）個人株主拡大表彰を受賞するなどといった形で高く評価されているところであり、かかる当社の施策によって、今後も当社株式の流動性が高まっていくことが予想されますので、それに伴い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も、高まってまいります。

また、翻って、かようにして増加する個人株主の皆様の視点に立ってみると、現実問題として、あくまで「個人」株主であることの限界によって生じる情報

の不足や偏りが生じることを、否定することはできません。他方で、大規模買付行為は、当社の経営の重大な転機となり得るものであるため、個人株主の皆様にとって極めて関心の高い重要事項であることに、疑いの余地はありません。そうである以上、大規模買付行為に際しては、かかる個人株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報の提供が要請されてしかるべきであり、しかも、この要請は、個人株主の増加に比例して、高まっていくものであります。

そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案の諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・評価するのに必要かつ十分な時間を与えない者をもって、買収提案者としては不適切であると考えております。

(3) このように、当社は、当社の企業価値を毀損する買収提案者から当社を守るために、また、特に個人株主の皆様に、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を取得したうえで、当該大規模買付行為に対する適切な評価をしていただくために、本プランの導入が必要不可欠であると判断し、その導入を決定したものであり、導入以後の当社を取巻く経営環境の変化、法令ならびに東京証券取引所の諸規則の改正、その他の買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえても、その必要性に変化がなかったことから、この度、本定時株主総会において本プランの継続について株主の皆様のご承認が得られることを条件に、その継続を決定した次第です。

第２　本プランの内容

１　本プランの目的

本プランは、上記「第１　本プラン継続に関する当社の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社取締役会が、本定時株主総会の承認決議を条件として、継続を決定したものです。

当社取締役会は、基本的考え方に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない買収提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。

しかしながら、買収提案者がこうした不適切な者に該当するか否かは、必ずしも明らかではなく、それは、買収提案者及び当社の現経営陣から必要かつ十分な情報が提供され、あるいは、買収提案者との間で十分な協議・交渉がなされ、かつ、株主の皆様にこれによって得られた情報を十分に吟味する時間を確保していただいて、はじめて判断可能な事項であると考えられます。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会の承認決議を条件として、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の

企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を抑止するために、大規模買付行為が行われるにあたって、株主の皆様に、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を十分に吟味する時間を確保していただくための枠組みを継続することに致しました。

本プランを通じて、株主の皆様が、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていただければ幸甚です。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

2　本プランの概要

本プランの概要は、以下の通りとなります。

なお、本プランの手続きに関するフロー図を別紙２に示してありますので、併せてご参照ください。

(1) 大規模買付行為者に対して要求する手続の設定

本プランは、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付行為者に対して、必要かつ十分な情報提供を要求し、また、当該大規模買付行為者との交渉の機会を確保する等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

そして、大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本プランの発動・不発動に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとしております。

(2) 新株予約権の無償割当てによる防衛

大規模買付行為者が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行う場合又は当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大規模買付行為者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主に対して、無償割当ての方法により割当てます（以下、このようにして割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた後、その行使又は当社による本新株予約権の取得に伴う大規模買付行為者以外の株主の皆様に対する当社株式の交付が行われた場合には、大規模買付行為者の有する当社の議決権割合は、最大50％まで希釈される可能性があります。

(3) 当社独立委員会の設置

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断に際しては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則を定め、当該規則に従い、独立性の高い社外役員等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限尊重することとしております。なお、当社は、本定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、これに伴い独立委員会規則を改定する予定です（改定後の独立委員会規則の概要については、別紙３をご参照ください。）。

また、本定時株主総会以後の当社独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙４をご参照ください。

(4) 株主意思の尊重

本プランにおいては、適時適切に、株主の皆様に必要な情報をご提供することによって、株主の皆様の当該大規模買付行為に対する意思が、より適切に形成されるようにし、もって、株主の皆様の真意が、十分に尊重されるように配慮しております。

また、単に必要かつ十分な情報を株主の皆様に提供するだけに留まらず、当社独立委員会が、大規模買付行為者による大規模買付行為について、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性の有無が問題になっている場合には、株主総会に付議するよう勧告できることとし、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点からの本新株予約権の無償割当ての実施・不実施の判断を、株主総会の決議に委ねられることとしております。これにより、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性が明確でない場合には、大規模買付行為者による大規模買付行為の是非に関する判断を株主自らが行える形となり、株主の皆様の意思がより尊重されるように配慮しております。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議することもできることになっております（ただし、当社取締役会がかかる付議を行えるのは、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告しているときのみとなります。）。

加えて、本プランの効力を短期間に限定し、原則として２年毎に、株主の皆様に本プランの採否についてご判断を頂く機会を設けるとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様の意思で、本プランの採用を取りやめることができる場合があることを定めております。

3　本プランの詳細

(1) 本プラン発動に係る手続

ア　対象となる大規模買付行為

(ア)本プランは、下記の①乃至③に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます。）を、適用対象としております。

大規模買付行為を行おうとする者は、本プランに定められる手続きに従っていただきます。

記

① 当社が発行者である株券等[4]に関する当社の特定の株主の株券等保有割合[5]が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得[6]

② 当社が発行者である株券等[7]に関する当社の特定の株主の株券等所有割合[8]とその特別関係者[9]の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得[10]

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者[11]に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係[12]を樹立する行為[13]（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が、20%以上となるような場合に限る。）

以　上

(イ)なお、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が存在するという事実について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

イ　大規模買付行為者の義務

大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとします。

ウ　大規模買付行為者に対する情報提供の要求

(ア)大規模買付行為を開始又は実行しようとする大規模買付行為者は、事前に、当社取締役会に対し、本プランに従う旨の宣誓文言等を記載した「買付意向表明書」を提出していただきます。

この買付意向表明書には、大規模買付行為者の名称、住所、設立準拠法、

代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を、日本語で明示していただきます。

(イ)当社取締役会は、大規模買付行為者から買付意向表明書の提出を受けた後、直ちに、これを当社独立委員会に提供するものとし、当社独立委員会は、かかる買付意向表明書の提供を受けてから10営業日以内に、大規模買付者に対して、提供すべき情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した「必要情報要求書」を、当社取締役会を通じて、交付します。

必要情報の具体的内容は、当該大規模買付行為者に関する具体的事情によって異なりますが、通常は、下記の情報の提供を求めることになります。

記

① 大規模買付行為者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、株主等出資者の構成（株主名簿等出資者の構成が分かる資料があれば、それを提出することとする。）財務内容、当該大規模買付行為者による大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）。

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性等を含む。）。

③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）及びその算定根拠等を含む。）。

④ 大規模買付行為者による当社の株券等の過去の取得に関する取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに大規模買付行為者による当社の株券等の過去の譲渡に関する譲渡の時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等。

⑤ 当社の株券等に関して各情報開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。

⑥ 大規模買付行為の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。

⑦ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。

⑧ 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資

本政策及び配当政策。

⑨　大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針。

⑩　当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策。

⑪　当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び大規模買付行為者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲り受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループの株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者への対応方針並びに具体的施策。

⑫　大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。

⑬　大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。

⑭　その他当社独立委員会が合理的に必要と判断する情報。

以　上

(ウ)大規模買付行為者には、必要情報要求書に応じて、それに対する回答が日本語で記載された書面（以下「必要情報回答書」といいます。）を、当社取締役会に提出していただきます。

(エ)当社取締役会は、大規模買付行為者から提出された必要情報回答書を、直ちに、当社独立委員会に提供します。

当社独立委員会は、買付意向表明書や必要情報回答書に記載された内容が不十分であり、追加的な必要情報の提供を求めるべきであると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付行為者に対し、当社取締役会を通じて、追加が必要と判断された必要情報が日本語で記載された書面（以下「追加回答書」といいます。）を当社取締役会に対して提供するように、求めることができます。

なお、当社独立委員会が追加回答書においても必要情報が十分に提供されていないと判断する場合には、上記の追加回答書の要求手続きに従って、大規模買付行為者に対し、さらに追加回答書の提出を求めることができます。

(オ)大規模買付行為者から買付意向表明書及び必要情報回答書並びに提出を要求した場合には追加回答書（以下、これらの書面によって得られる情報を総称して「大規模買付情報」といいます。）の提出を受けたとき、当社独立委員会は、当該大規模買付行為者に対し、大規模買付情報の提供が完了したことを証する書面（以下「情報提供完了書面」といいます。）を、当社取締役会を通じて交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交

付した事実及びその交付日を開示します（以下、かかる開示がなされた日を「開示日」といいます。）。

さらに、当社独立委員会は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、大規模買付情報の全部又は一部を開示することとします。

(カ)なお、当社独立委員会は、本プランに定める手続き（上記第２・３(1)イに定める義務をも含むものとし、以下同様とします。）に反して大規模買付行為者が大規模買付行為を開始したと判断した場合には、引き続き大規模買付情報の提供を求めて大規模買付行為者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

エ　当社独立委員会の対応

(ア)当社独立委員会が当社取締役会を通じて情報提供完了書面を大規模買付行為者に提供した後、当社独立委員会は、開示日の翌日から起算して、当該大規模買付行為が対価を円貨のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付である場合には60日以内に、その他の大規模買付行為の場合には90日以内に（以下、これらの期間を「本検討期間」といいます。）、提供された大規模買付情報を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から十分に評価・検討し、また、下記第２・３(1)エ(イ)に従い当社取締役会に同(イ)に定義される当社取締役会の意見等の提供を求めた場合には、これとの比較検討をも通じて、当該大規模買付行為に対する当社独立委員会としての意見をとりまとめます。

なお、独立委員会は、本検討期間の満了日を直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。

(イ)この評価・検討の前提として、当社独立委員会は、本検討期間中、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（回答を求めた日の翌日から起算して30日とします。但し、当社独立委員会は、当社取締役会の求めに応じて、必要性が認められる場合には、当該回答期限を延長できるものとします。）を定めた上で、大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の意見・検討結果等及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他当社独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下、これらを総じて「当社取締役会の意見等」といいます。）を提供するよう、求めることができるものとします。

また、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、当社取締役会に対して、当社独立委員会に提供された当社取締役会の意見等に

ついての問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとし、当社取締役会は、この当社独立委員会からの要求について、可及的速やかに協議・検討した上、適切な対応をとらなければならないものとします（なお、これによって当社取締役会から提供された意見乃至対応策又は代替案についても、本書上、「当社取締役会の意見等」に含めることとします。）。

(ウ) さらに、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、大規模買付行為者による当該大規模買付行為の内容を改善させるために、直接的又は当社取締役会を通じて間接的に、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとし、大規模買付行為者は、この協議・交渉に応じなければならないものとします。

(エ) 以上に加えて、当社独立委員会は、当社の費用で、当社からは独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

(オ) この検討期間中、取締役会は、当社独立委員会の意向に従い、当社独立委員会が大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項及びこれらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

オ　当社独立委員会による勧告

(ア) 当社独立委員会は、本検討期間終了後、遅滞なく、以下の各場合に従って、取締役会に対し、勧告を行います。

a.　本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告

当社独立委員会は、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。本新株予約権は別紙５記載の条件を有するものとします。また、本新株予約権の条件に関し当社取締役会の決議（後記第２・３(1)カ(ア)a.参照）に委ねられている事項について、当社独立委員会は大規模買付行為者との交渉の状況に応じて、勧告するものとします。

なお、当社独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合であっても、当該勧告に、当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断するときには本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言をすることができるものとします。

記

① 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

ⅰ 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

ⅱ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為

ⅲ 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ⅳ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

④ 当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合

⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合

⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合

⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以 上

b.　本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為が上記第２・３(1)オ(ア)a.①乃至⑧の要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

(b) ただし、当社独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をする要件が充足されることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

c.　株主総会の決議に委ねるべきと判断した場合

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為について、第２・３(1)オ(ア)a.②乃至⑧の要件への該当性の有無が問題になっている場合において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かの判断を株主総会の決議に委ねるのが相当と判断したときには、当社取締役会に対し、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行います。

(b) なお、当社独立委員会は、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行う場合には、株主の皆様に対する多角的な情報提供の観点から、当社取締役会に対して、独立委員会の本検討期間中の評価・検討結果に係る情報（大規模買付行為に対する独立委員会の事実上の意見を含むものとしますが、この意見は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る勧告ではありません。）を当該株主総会の招集通知に記載又は添付することを、求めることができるものとします。

(イ)他方で、当社独立委員会が本検討期間内に上記第２・３(1)オ(ア)a.乃至c.に従っていずれかの勧告を行うことができなかった場合には、当社独立委員会は、その決議の上、当該大規模買付行為者の買付内容の検討、当該大規模買付行為者との協議・交渉、代替案の検討等又は当社取締役会の意見等の検討等に必要とされる合理的範囲内で、本検討期間を、最長で30日間、延長することができるものとします（なお、この手続に従って延長された期間についても、本書上、「本検討期間」に含むこととします。）。

当社独立委員会が本検討期間を延長する場合には、当社独立委員会は、その期間及び理由について、直ちに、取締役会に報告するとともに、これ

を適時適切に開示するものとします。

なお、当該期間延長後、さらなる本検討期間の延長を行う場合においても、同様の手続きによるものとします。

そして、当社独立委員会は、本検討期間延長後、引き続き、必要情報等の収集、検討等を行うものとし、延長期間内に、上記第２・３(1)オ(ア)a.乃至c.に従って、いずれかの勧告を行うよう最大限努めるものとします。

カ　取締役会の決議・株主総会の開催

(ア)取締役会による決議

a.　当社取締役会は、当社独立委員会から上記第２・３(1)オ(ア)a.又はb.の勧告を受けた後、当社独立委員会のかかる勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をするのは、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

記

①　本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

②　以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

ⅰ　株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

ⅱ　当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為

ⅲ　当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ⅳ　当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③　強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

④　当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合

⑤　当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合

⑥　大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

⑦　当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合

⑧　大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以　上

b.　当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行った場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

c.　なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するとき（上記第２・３(1)オ(ア)a. なお書記載の当社独立委員会の付言がある場合を含みます。）には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を株主総会に付議することができます。

(イ)株主総会による決議

a.　他方で、上記第２・３(1)オ(ア)c. の勧告に従って又は独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した場合において当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断したために株主総会が開催され、かつ、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議がなされた場合には、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

b.　また、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

等に関する株主総会決議が行われた場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(2) 本新株予約権の概要

これについては、別紙５記載の通りです。

(3) 取締役会による本新株予約権無償割当ての実施決議後の独立委員会の勧告等

ア　当社独立委員会は、上記第２・３(1)カ(ア)に従って当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした後であっても、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、すべての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

記

① 当該勧告後に大規模買付行為者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為者による大規模買付行為が、上記第２・３(1)オ(ア)a.①乃至⑧に定める要件のいずれにも該当しないか又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

以　上

イ　当社取締役会は、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙５・９.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての中止又はすべての本新株予約権の無償取得を行う場合には、その旨及びその他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(4) 本プランの有効期間・本プランの廃止等

ア　本プランの有効期間は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま

でとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

イ　また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を本プランに反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、当社独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

ウ　当社取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年５月20日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第３　本プランの株主の皆様への影響

１　本プラン継続に当たって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続に当たっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

２　本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議又は当社株主総会決議（以下、両者を併せて「本新株予約権無償割当決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個を上限として当該決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

(2) 仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記「３　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が、希釈化されることになります。

(3) ただし、当社は、下記第３・３(3)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式（議決権付株式とします。）を交付することがあります。

当社がかかる取得の手続きをとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

他方、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付する場合があります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、当社独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる上記第２・３(1)カ(ア)a.に記載される本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(4) なお、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議がなされた場合であっても、当社は、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙５・９.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

これらの場合には、１株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点にご留意ください。

３　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 本新株予約権の割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告致します。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に、本新株予約権が無償にて割当てられます。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続き等は、不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし当社１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権１個につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙５・９.に従い、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、当社は、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社普通株式を受領することになります。

この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得その他の取得に関する事項について定められている場合には、当社は、係る定めに従った措置を講じることがあります。

(4) その他

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、その他必要事項の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定された後、株主の皆様に対して、情報を開示又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

第４　本プランの合理性

本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を勘案したものになっております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（下記１参照）、適時適切に開示される情報に基づき、株主の皆様の意思が適切に反映される仕組みとなっております（下記２参照）。また、独立委員会を設置し、公正性・客観性のある判断を確保できる仕組みを整えた上で、その判断を重視することにするとともに（下記３(1)及び(2)参照）、取締役会により恣意的な本新株予約権の無償割当てが実施されることを防止するため、合理的な客観的要件を定めているだけでなく（下記３(3)参照）、取締役会決議によりいつでも本プランを廃止できる形になっております（下記３(4)参照）。さらに、本プランは、上記第３に記載の通り、大規模買付行為者以外の株主の皆様に極力損害を与えないように設計されております。

１　目的

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための必要かつ十分な情報を提供すると共に、それを検討するために十分な時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として、導入され、その継続が決定されたものです。

２　事前開示と株主意思の反映

本プランは、平成27年５月20日付当社取締役会決議において、平成27年６月24日に予定している当社定時株主総会で承認決議がなされることを条件として継続されることとなったものであり、本プランの継続について、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

また、本プランの有効期間を、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めていることから、約２年ごとに、本プランの継続の適否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことになっております。

さらに、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、本プランは廃止されることとなっております。

加えて、本プランを発動するに当たっては、一定の要件の下で、株主総会を開催することとし、その株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てが実施

される旨も定められております。

そして、以上のような株主の皆様の意思を反映する手続きを規定する前提として、株主の皆様に対する情報開示を、適時適切に行っていく旨の定めが設けられております。

このように、本プランは、株主の皆様が、本プランについて適切な情報に基づき適切にその意思を反映できるように設計されております。

3　必要性・相当性

(1) 当社独立委員会の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動の適否等に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置致します。

当社独立委員会は、現在のところ、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役３名により構成されておりますが、本定時株主総会以降は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役３名により構成されることとなる予定です（本定時株主総会以後の当社独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙４のとおりです)。

当社株式に対して大規模買付行為がなされる場合には、上記「第２・３(1)本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、当社独立委員会が、当該大規模買付行為者から提供された必要情報乃至当社取締役会の意見等を基に、当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的判断を行った上、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は株主総会の決議に委ねるべき旨の勧告を行い、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重した上で、会社法上の機関として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの決議を行うか、あるいは、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議いたします。

このように、本プランは、当社独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を行うことがないように厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様に開示されることとしており、本プランが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資する形で運用されるような配慮がなされております。

(2) 第三者専門家の意見の取得

上記第２・３(1)エ(エ)で記載したとおり、当社独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることと

されております。

これによって、当社独立委員会による当社取締役会に対する勧告の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっております。

(3) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第２・３(1)カ(ア)a.で記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、当社取締役会による本新株予約権の無償割当ては実施されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な本新株予約権の無償割当てがなされないような仕組みが確保されております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第２・３(4)アで記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能な枠組みとなっております。

従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策のことをいいます。）ではありません。

また、当社は、本定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、監査等委員会設置会社へ移行した場合には、取締役会は、任期が２年の監査等委員である取締役と任期が１年の監査等委員でない取締役により構成されることとなりますが、取締役会の構成委員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありませんので、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

以　上

（別紙１）

大株主の状況

平成27年３月31日現在

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	出資比率（%）※
博友興産有限会社	3,096,000	13.65
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700044	594,300	2.62
キーコーヒー取引先持株会	528,300	2.32
柴田裕	465,100	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	431,000	1.90
株式会社みずほ銀行	404,000	1.78
三井物産株式会社	387,700	1.70
キーコーヒー社員持株会	305,520	1.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264,500	1.16
ウィンヒストリー・アセット・マネジメント株式会社	240,576	1.06

（注１） 当社保有の自己株式7,945株を除いた出資比率です。
（注２） 出資比率につきましては、小数点第３位以下を切捨てて表示しております。

以上

（別紙２）

本プランの手続きに関するフロー図

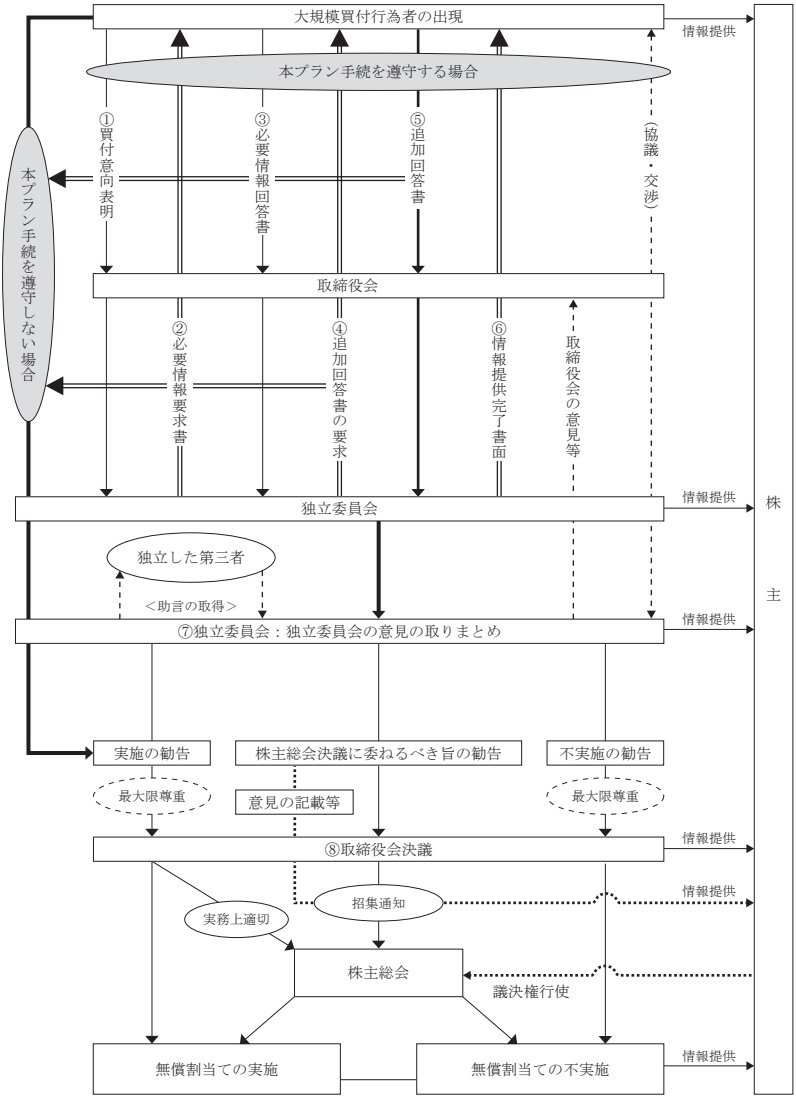

（注）　本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

（別紙３）

独立委員会規則の概要

１．（設置）

独立委員会は、当社取締役会の決議により、設置される。

２．（構成員）

独立委員会の委員は３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(ⅰ)当社社外取締役又は(ⅱ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者でなければならないものとする。

３．（善管注意義務）

(1) 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとし、当該契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。

(2) 独立委員会委員が前項の義務を怠ったときは、当社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

４．（責任限定契約）

独立委員会委員は、当社との間で、前項第(2)号に基づく責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、締結することができる。

５．（任期）

独立委員会の任期は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、本プラン又は当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も、同時に終了するものとする。

6．（決定事項）

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は本新株予約権無償割当てに係る株主総会の招集及び開催に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、かかる決定乃至決議をするにあたっては、専ら当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。

(1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
(2) 当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断する場合には、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言の実行（ただし、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合に限る）
(3) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る株主総会の招集及び開催
(4) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

7．（実施事項）

上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

(1) 当該大規模買付行為が、本プランの対象となるかどうかの判断
(2) 必要情報の具体的内容の決定
(3) 当社取締役会を通じての必要情報要求書の大規模買付者に対する交付
(4) 当社取締役会を通じての大規模買付行為者に対する追加回答書の提出の要求並びに当該追加回答書において大規模買付行為者が提供すべき必要情報の内容及びその回答期限の決定
(5) 当社取締役会を通じての情報提供完了書面の大規模買付行為者に対する交付
(6) 株主に対する大規模買付情報の全部又は一部の適時の開示
(7) 大規模買付情報の内容の評価・検討
(8) 直接的又は当社取締役会を通じて間接的に行う大規模買付行為者との協議・交渉
(9) 当社取締役会に対する大規模買付行為に係る当社取締役会の意見等の提供の要求
(10) 当社取締役会の意見等についての問題点乃至改善点の指摘及び当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示又は代替案の提示の要求
(11) 大規模買付情報と当社取締役会の意見等との比較検討
(12) 独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言の取得

(13) 大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項、これらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等の適時適切な開示・公表
(14) 本件検討期間の延長の決定並びにその期間及びその理由の当社取締役会に対する報告及びその開示
(15) 本プランの修正又は変更に係る承認
(16) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
(17) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

８．（大規模買付行為者との協議・交渉）

独立委員会は、必要があれば、直接的に又は当社取締役会を通じて間接的に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為者の大規模買付行為の内容を改善させるために、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとする。

９．（当社取締役会に対する意見等の提供の要求及び改善点の指摘等）

(1) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会の意見等の提供を求めることができるものとする。
(2) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、独立委員会に提供された当社取締役会の意見等について問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとする。

10. （独立委員会への出席要求）

独立委員会は、必要な情報収集を行うために、当社の取締役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し、独立委員会が求める事項について、説明を求めることができるものとする。

11. （第三者からの意見徴求）

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

12. （独立委員会の招集）

各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

13. （定足数等）

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員のうち３分の２以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

（別紙４）

独立委員会委員の氏名及び略歴

１．前原　一雅（まえはら　かずまさ）

【略歴】

昭和16年３月６日生まれ

昭和46年４月　ピート　マーウィック　ミッチェル会計事務所入所　経営コンサルティング部マネージャー

昭和57年７月　同所退所

ルイ　ヴィトン　ジャパン入社　法務渉外担当取締役　不正商品対策室長　日本商標協会常務理事

平成13年３月　同社退社

２．椙山　　智（すぎやま　さとる）

【略歴】

昭和34年４月17日生まれ

昭和61年４月　株式会社コスモ総合研究所入所

平成元年４月　朝日新和監査法人入所

平成２年３月　藍澤証券株式会社入社　経営企画室長

平成８年３月　プライスウオーターハウス青山監査法人入所　マネージング・ディレクター、戦略コンサルティング・サービス部門担当

平成16年４月　D. グラント・コンサルティング株式会社設立　代表取締役パートナー（現任）

平成16年６月　中央物産株式会社監査役就任（現任）

３．中川　幸三（なかがわ　こうぞう）

【略歴】

昭和26年３月５日生まれ

昭和55年11月　デロイト・ハスキンズ・アンド･セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所

昭和60年２月　公認会計士登録

平成23年９月　有限責任監査法人トーマツ退所

平成23年10月　中川幸三公認会計士事務所開設（現任）

平成23年12月　税理士登録、中川幸三税理士事務所開設（現任）

平成24年６月　株式会社プロネクサス監査役（現任）

平成25年６月　株式会社ニッキ監査役就任（現任）

※前原一雅氏、椙山智氏及び中川幸三氏は、会社法第２条第15号に規定される当社社外取締役となる予定です。また、上記の三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙５）

本新株予約権の概要

１．本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

２．割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割当てます。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として、１株とします。

５．本新株予約権行使の際に出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

６．本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヶ月から３ヶ月までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。

ただし、下記９．の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を行使期間の最終日とします。

7．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[14]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[15]、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①乃至④に該当するものから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①乃至⑤に該当する者の関連者[16]（以下、①乃至⑥に該当するものを「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8．本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9．当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

(3) また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(4) なお、当社は、本項に基づく非適格者以外の者からの本新株予約権の取得のほか、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付する場合があります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

12. その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

以　上

---

[1] 当社のホームページから閲覧していただけます。
http://www.keycoffee.co.jp/company/environment/index.htmlをご参照ください。

[2] 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいいます。以下、同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(ⅰ)共同保有者及び(ⅱ)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第１項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り、同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の23第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(ⅰ)同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、並びに(ⅱ)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付行為者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

[6] 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。

[7] 金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本②及び脚注15において同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

[9] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(ⅰ)共同保有者及び(ⅱ)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

[10] 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第２項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

[11] 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

[12] 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引乃至契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付行為者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

[13] 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

[14] 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

[15] 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（脚注７参照）の買付等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注15において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

[16] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

以　上

インターネットによる議決権行使に当たってのご注意点について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

2．インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

3．インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア．Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降

イ．Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader® 、Adobe® Reader®はAdobe System Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

4．インターネットの接続にファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

5．インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要がございます。なお、パスワードは、株主様を認証する重要なものですので、本株主総会終了まで管理には十分ご注意ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

パスワードは一定回数以上間違えるとロックされて使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

6．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月23日（火曜日）午後５時までに行使されるようお願いいたします。

インターネットでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］０１２０（６５２）０３１
（受付時間　９：００～２１：００　）

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター大ホール

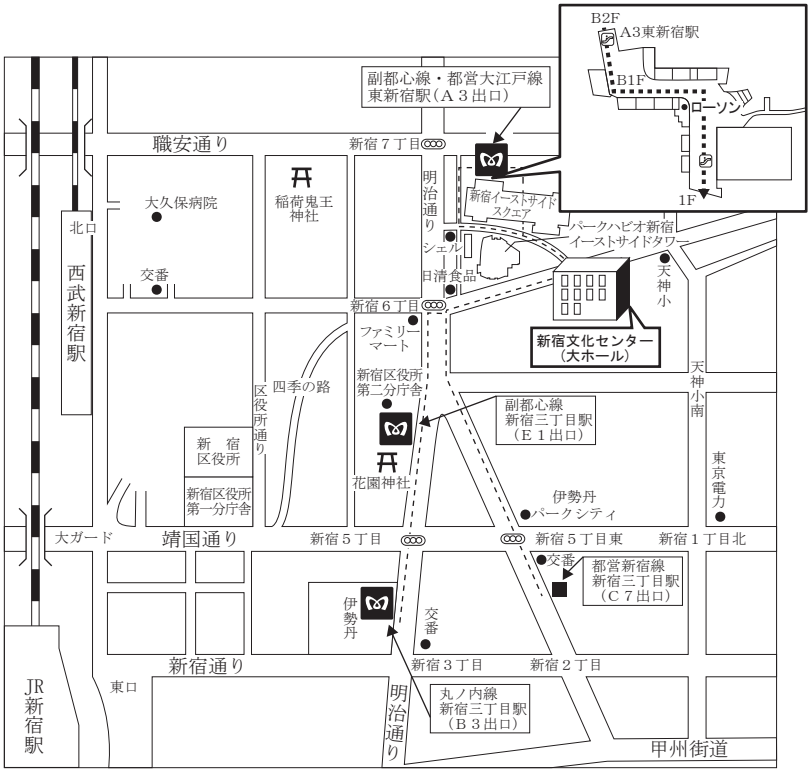

●交　通　ＪＲ線・京王線・小田急線各「新宿」駅……東口徒歩15分
西武新宿線「西武新宿」駅……北口徒歩15分
東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……Ｅ１出口徒歩７分
東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅…Ａ３出口徒歩５分
都営新宿線「新宿三丁目」駅……Ｃ７出口徒歩10分
東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……Ｂ３出口（伊勢丹前）徒歩11分

＜お願い＞株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。

証券コード　2594

（第63期定時株主総会招集ご通知添付書類）

第63期

報　告　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

キーコーヒー株式会社

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取巻くわが国経済は、政府による経済政策や金融政策により緩やかに回復の兆しが見られたものの、個人消費につきましては、平成26年４月に実施された消費税増税前の駆け込み需要による反動減の影響や生活必需品の値上り傾向が顕在化するなど厳しい状況が続きました。

コーヒー業界におきましては、業績に大きな影響を及ぼすコーヒー生豆相場が平成26年初頭から高騰し10月には１ポンドあたり200セントを突破するなど高値圏にありました。さらに、為替相場が日銀の追加金融緩和策により７年ぶりに１ドル120円を突破する急激な円安に進行するなど先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の下、当社グループはコーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づいて、「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループ連携強化」を３つの柱とし、新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発やお取引先との絆を深める企画提案型の営業活動を継続して行いました。

最重要課題である「ブランド強化」については、コーヒー製品のおいしさの向上を図り、差別性のある新商品開発や付加価値の高い商品の拡販に注力しました。また、当社はカジュアルカフェ「KEY'S CAFE - CLASSE -（キーズカフェ クラッセ）」、株式会社アマンドは「ALMOND FROZEN RING Cafe(アマンド フローズンリングカフェ)」を新橋と虎ノ門を結ぶ新虎通り沿いに出店し、海外においても、インドネシア・南スラウェシ州（スラウェシ島）のマカッサル市内にコーヒーショップ「TOARCO TORAJA COFFEE」を出店し、生活者に対するブランド訴求及び価値の向上を図りました。

「収益力の強化」については、コーヒー生豆の安定調達への取組み、製品統廃合の推進、工場間における最適製造体制の確立、製造能力の向上と効率化に繋がる新規製造ラインの設置などコストの低減化を推進しました。

業績につきましては、コーヒー生豆相場の高騰に加え円安が進行した影響により原材料価格が大幅にアップしたことに対処するため、ローコスト経営の徹底を行う一方、秋口からは価格改定を全社一丸となって推進しましたが、原価上昇分を転嫁するには至りませんでした。この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、連結子会社化したhonu加藤珈琲店株式会社の売上も含め563億23百万円（前連結会計年度比5.0％増）となり、利益面では、営業利益は８億45百万円（同45.3％減）、経常利益は13億89百万円（同28.4％減）、当期純利益は８億８百万円（同21.2％減）となりました。

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

（コーヒー関連事業）

業務用市場では、「トアルコ トラジャ コーヒー」や「氷温熟成珈琲」など差別性の高いプレミアムコーヒーの拡販活動を推進しました。お取引先への支援策として、春夏期に「カレーフェア」を、秋冬期に「シチューフェア」をそれぞれ実施しております。新商品については、シュクランジュシリーズに「フルーツグラノーラのチーズケーキ」や「彩り野菜のカップケーキ」、プロジーヌシリーズに「クリームシチュー～チーズ仕立て～」などを発売しました。10月には３回目となる「KEYCOFFEE SHOW」を東京で開催し、当社グループの業容や提案活動を総合的に紹介しました。

家庭用市場では、春夏商品として大容量レギュラーコーヒーのカテゴリーに「FP（フレキシブルパック）グランドテイスト」シリーズ（４アイテム）を、簡易抽出のカテゴリーには、コーヒー生豆からカフェインを97％カットした「DO（ドリップオン）カフェインレスコーヒー」を、インスタントミックスタイプのカテゴリーには、スティックタイプの新商品を投入しました。秋冬商品については、ブレンド・焙煎・鮮度にこだわった渾身の逸品「アロマフラッシュ『100年への集大成』」（２アイテム）やアラビカ種100％の「『有機栽培』オーガニックコーヒー100％」をVP（真空パック）とLP（ライブパック）の商品形態で発売しました。また、コーヒー本来のゆたかなコクを安定的に引き出すために形状をダイヤカットにした画期的なコーヒー抽出器具「KEY クリスタルドリッパー」を開発し、新たに発売しました。

ギフト商品では、中元期に「天然水プリズマ飲料ギフト」、「氷温熟成珈琲アイスコーヒーギフト」など人気の飲料ギフトを中心に全35アイテムをラインアップし、歳暮期にはモンドセレクション金賞を５年連続受賞した「ドリップオン」ギフトＫＤＢシリーズなど、多様な飲用シーンにあわせた全24アイテムをラインアップしました。

市場開発に対する施策として取組んでおります、店舗と運営の標準化を伴った本格的なコーヒーを提供する「KEY'S CAFE」の導入店舗は18店舗となりました。

また、当社はイタリアのコーヒーメーカーillycaffe S.p.A.（イリカフェ社）とこれまで独占販売を行ってきたカプセルコーヒーシステムに加え、illyブランド製品を日本国内で独占的に販売する契約を新たに締結し、平成27年１月より販売を開始しました。

業績につきましては、売上面では市場環境の変化や夏場の天候不順がありましたが、業務用、家庭用、原料用の各市場ともに価格改定作業が進捗したことやＣＶＳ向けカウンターコーヒーが大きく進捗したことなどにより、販売実績が前年

を上回り増収となりました。一方、利益面では、コストが大幅に上昇したことにより企業努力が十分に反映されない結果となり、減益となりました。

この結果、コーヒー関連事業の売上高は464億55百万円（前連結会計年度比3.0％増）、営業利益は14億92百万円（同25.1％減）となりました。

（飲食関連事業）

株式会社イタリアントマトでは、「COLD PASTA FAIR」や「冬のフードフェア」などの季節ごとのメニューフェアを実施しました。また、「国内は充実」「海外は拡大」の方針に加え新業態店舗の開発を促進することとし、国内では東京駅一番街に、利用シーンにあわせて上質なおいしさを提供する新業態店舗「カフェ＆バール　ファリブゥール東京駅一番街店」、「イル・ヴィゴーレ神田神保町店」などの出店を行い、海外ではＡＳＥＡＮ地域での拡大を進め中国に「カフェ 香港フォーチュンシティワン店」、「カフェジュニア 厦門大学店」など、国内外に17店出店する一方、不採算店27店を閉鎖し、店舗数は292店（直営店64店、ＦＣ店228店）となりました。また、効率的な生産・供給体制を構築するため、首都圏の３工場を集約した東京工場グランデを11月に竣工しました。

業績につきましては、大型商業施設に出店している店舗の多くが消費税増税の影響により集客力が低下したことや直営店が減少したことが売上面に影響を及ぼし、乳製品をはじめとした原材料価格や人件費の高騰も影響し利益面では厳しい結果となりました。

この結果、株式会社アマンドを含めた飲食関連事業の売上高は58億19百万円（前連結会計年度比6.4％減）、営業損失は１億74百万円（前連結会計年度は45百万円の営業利益）となりました。

（その他）

ニック食品株式会社は、新たな受託先の開拓や既存受託先からの受託商品が増加しました。また、自社ブランドの飲料新商品も開発し、積極的な販売活動を行いました。通販事業を営んでおりますhonu加藤珈琲店株式会社は、「楽天市場 ショップ・オブ・ザ・イヤー」を12年連続で受賞し、また、国内最大級のインターネットショッピングモール「Yahoo!ショッピング」においても『2014年 年間ベストストア賞』を初受賞するなど、積極的な販促活動を行いました。

この結果、他の６社を加えた当連結会計年度におけるその他事業の売上高は40億49百万円（前連結会計年度比76.6％増）、営業利益は１億46百万円（同21.1％増）となりました。

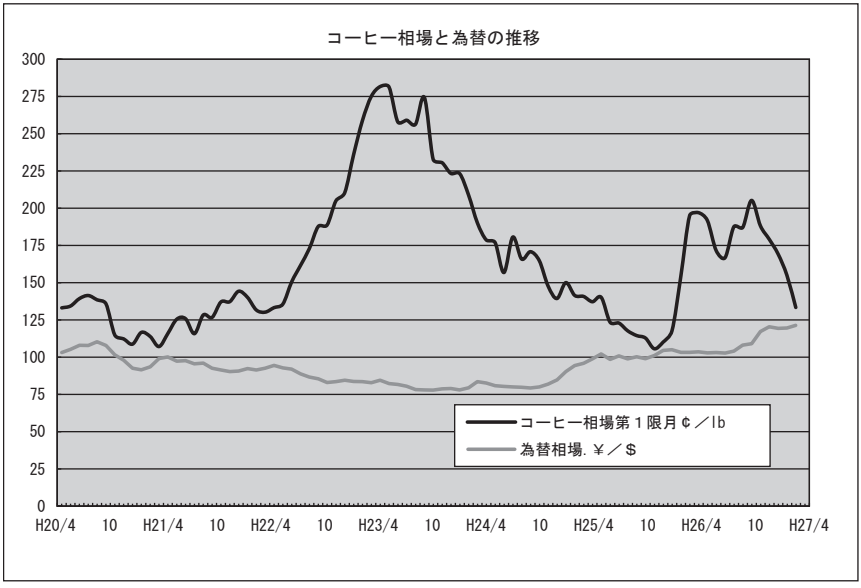

（コーヒー相場：ニューヨークコーヒー先物相場）

(2) 設備投資等の状況

企業集団の設備投資の総額は20億51百万円であります。

(3) 資金調達等の状況

新規の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後におきましては、景気回復の兆しが見受けられるものの、円安基調の為替動向により原材料価格の高止まりが見込まれることに加え、再来年に予定されている消費税再引き上げが消費マインドに大きく影響を与える恐れがあるなど、依然として厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような状況の下、当社の置かれているさまざまな状況とその変化をいち早く受け止め、グループ一丸となって「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループ連携強化」に注力し、引き続き、企業体質の強化と業績の向上に努める所存です。

また、当社は2020年に迎える創業100周年のビジョンとして、コーヒーに関して信頼度NO.1の会社であること、コーヒーの可能性を追求し、その価値を提供できる会社であること、そして、お客様に最初に選ばれるコーヒー会社であることを掲げ、その実現に向けて全社一丸となって取組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項目＼期別	第60期 (平成24年３月期)	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)
売上高	53,741	53,597	53,622	56,323
経常利益	256	1,297	1,940	1,389
当期純利益(△純損失)	△70	1,094	1,026	808
1株当たり当期純利益(△純損失)	△3円17銭	49円36銭	45円25銭	35円66銭
純資産	33,033	35,120	36,047	37,211
総資産	44,575	46,635	47,553	50,001
1株当たり純資産	1,442円03銭	1,499円49銭	1,541円85銭	1,594円32銭

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項目＼期別	第60期 (平成24年３月期)	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)
売上高	47,071	45,778	45,573	46,917
経常利益	170	1,114	1,756	1,342
当期純利益(△純損失)	△86	546	967	783
1株当たり当期純利益(△純損失)	△3円92銭	24円65銭	42円65銭	34円56銭
純資産	31,354	32,894	33,572	34,512
総資産	40,285	41,955	42,787	45,136
1株当たり純資産	1,416円52銭	1,450円29銭	1,480円19銭	1,521円64銭

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社イタリアントマト	100百万円	55.03%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
株式会社アマンド	100百万円	100.00%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
ニック食品株式会社	100百万円	79.70%	飲料等の製造販売
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	10百万円	100.00%	オフィスサービス事業及び通販事業
株式会社キョーエイコーポレーション	26百万円	100.00%	運送物流事業
キーアソシエイツ株式会社	20百万円	100.00%	保険代理店事業
スラウェシ興産株式会社	100百万円	100.00%	インドネシア共和国のスラウェシ島において、コーヒー農場の経営とコーヒー集買事業を行う現地法人P.T.TOARCO JAYAに対する日本側投資会社
honu加藤珈琲店株式会社	100百万円	100.00%	レギュラーコーヒーの製造販売、通販事業及び飲食店の経営

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
沖縄キーコーヒー株式会社	12百万円	20.00%	沖縄県におけるレギュラーコーヒーの製造仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
台湾キーコーヒー株式会社	12百万NT$	30.00%	中華民国におけるレギュラーコーヒーの仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
株式会社銀座ルノアール	771百万円	※ 22.83%	飲食店事業

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

(7) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

当社グループの資金調達において資金調達に占める借入金の割合が大きいものはありません。

(8) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	事業内容
コーヒー関連事業	レギュラーコーヒーの製造販売事業
飲食関連事業	飲食店事業及び洋菓子等の販売
その他	飲料製品製造事業、オフィスサービス事業及び通販事業、運送物流事業、保険代理店事業、コーヒー農場の経営及び輸入事業など

(9) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	研究所	船橋
	営業拠点	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等73か所
	工場	仙台、船橋、春日井、鳥栖
	物流センター・デポ	札幌、仙台、船橋、春日井、鳥栖等11か所
株式会社イタリアントマト	本社	東京都品川区
株式会社アマンド	本社	東京都港区
ニック食品株式会社	本社	千葉県船橋市
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	本社	東京都港区
	営業所	東京、名古屋、大阪
株式会社キョーエイコーポレーション	本社	神奈川県横浜市
キーアソシエイツ株式会社	本社	東京都港区
スラウェシ興産株式会社	本社	東京都港区
honu 加藤珈琲店株式会社	本社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の内容	従業員数	前連結会計年度末比増減
コーヒー関連事業	810名（ 716名）	18名減 （34名増）
飲食関連事業	136名（1,204名）	4名減 （12名減）
その他	199名（ 152名）	9名増 （24名増）
全社（共通）	29名（ 3名）	－ （ 2名減）
計	1,174名（2,075名）	13名減 （44名増）

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．「全社（共通）」は、管理部門に係る従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
839名	18名減	43.7歳	20.1年

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　70,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　22,689,000株
(3) 株　　主　　数　　38,054名
(4) 大　　株　　主（上位10名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持　株　数	出　資　比　率
博友興産有限会社	3,096,000株	13.65%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700044	594,300株	2.62%
キーコーヒー取引先持株会	528,300株	2.32%
柴田　裕	465,100株	2.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	431,000株	1.90%
株式会社みずほ銀行	404,000株	1.78%
三井物産株式会社	387,700株	1.70%
キーコーヒー社員持株会	305,520株	1.34%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264,500株	1.16%
ウィンヒストリー・アセット・マネジメント株式会社	240,576株	1.06%

（注）　出資比率は自己株式（7,945株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴田　　裕	
取締役専務執行役員	新川雄司	品質保証部兼管理本部兼ＳＣＭ本部管掌 ニック食品株式会社　代表取締役社長 スラウェシ興産株式会社　代表取締役社長
取締役常務執行役員	川股一雄	マーケティング本部長 調達グループ管掌 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社　代表取締役社長
取締役常務執行役員	小澤信宏	営業統括 特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部管掌
常勤監査役	清水信行	
監査役	前原一雅	
監査役	椙山　　智	D. グラント・コンサルティング株式会社　代表取締役パートナー 中央物産株式会社　監査役
監査役	中川幸三	公認会計士 税理士 株式会社プロネクサス　監査役 株式会社ニッキ　監査役

(注) 1．監査役のうち前原一雅、椙山　智、中川幸三の各氏は、社外監査役であります。
2．監査役　中川幸三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．監査役のうち前原一雅、椙山　智の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．当社は事業に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ事業の特性を踏まえた意思決定を行うことを重視しておりました。一方、社外取締役に客観的な視点から経営参加していただくことは有益であると考えており、人格・見識・能力等において適切な人材がおりましたら取締役候補者として検討してまいります。

５．取締役兼務の者を除く平成27年４月１日現在の執行役員は次のとおりです。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	飯島安志	管理本部長 キーアソシエイツ株式会社　代表取締役社長
執行役員	酒井正一	ＳＣＭ本部長
執行役員	小杉　太	特販営業本部長
執行役員	森本篤俊	流通営業本部長
執行役員	乙田武司	事業本部長
執行役員	安藤昌也	経営企画部長
執行役員	吉橋宏幸	関係会社担当 株式会社アマンド　代表取締役社長、株式会社イタリアントマト　常務取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	4名	122百万円
監査役	4名	26百万円
（うち社外監査役）	（3名）	(12百万円)
合計	8名	148百万円

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月25日開催の第61期定時株主総会において年額175百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第54期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　　名	重要な兼職の状況	兼職先
椙山　智 （社外監査役）	代表取締役パートナー	D．グラント・コンサルティング株式会社
	監査役	中央物産株式会社
中川幸三 （社外監査役）	監査役	株式会社プロネクサス
	監査役	株式会社ニッキ

(注) 社外監査役椙山　智、中川幸三の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係等はありません。

② 主な活動状況

氏　　名	主な活動内容
前原一雅 （社外監査役）	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回及び11回の監査役会のうち10回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
椙山　智 （社外監査役）	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回及び11回の監査役会のうち10回に出席し、経営コンサルティングの専門家として豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
中川幸三 （社外監査役）	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回及び11回の監査役会のうち10回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①　当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	30百万円
②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	30百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等著しく信頼を失墜する行為があったと判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任致します。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての役員、従業員が、法令、定款及び社会規範を遵守して行動することを徹底するため、「企業理念」、「行動規範」をカード化し全役員、従業員が常時携帯するとともに、適宜社員教育、啓蒙等を行い、かつ誓約書を提出させます。

また、従業員には、「就業規則」、「短期契約社員就業規則」等を定めており、内部監査部門（監査室）は各種法令や社内規程に違反する行為、あるいはその恐れがないかどうかを監査します。この監査結果は定期的に取締役及び監査役に報告されるものとします。

法令や社内規程に照らして疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供（通報）を行う手段としてコンプライアンスコールを設置、運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じます。

社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応します。

以上のコンプライアンス体制を構築しており、これを的確に運用しコンプライアンシーを維持します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務執行会議など重要会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行に係る重要事項を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、「文書管理規程」に基づき適正に保存、保管します。取締役、監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。「文書管理規程」の改廃については、取締役、執行役員並びに監査役が出席する業務執行会議の承認を要するものとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ各社の損失の危機を継続的にコントロールするため、「リスク管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」、「災害に対する対応措置」、品質保証面での「苦情対応実施要綱」、電算機トラブル発生時の「非常時対応ガイドライン」等を定めるとともに、リスク担当取締役を選定します。また、発生したリスクに総合的に対応する組織としてリスク担当取締役をチームリーダーとするクライシスコントロールプロジェクトチームを設置しており、この体制の下、とくに全社の事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが発生したときは、「リスク管理規程」に基づき速やかにクライシスコントロールプロジェクトチームを召集するとともに、非常事態と判断されるリスクに対しては、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し損害等の極小化を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び業務執行会議を定期的に開催します。取締役会は、取締役並びに社員が共有する全社的な経営計画を定め、担当取締役及び執行役員は、この経営計画を達成するための各部門の具体的な方針及び目標、施策を盛り込んだ方針実行計画を策定し、業務執行状況を定期的かつ適宜取締役会及び業務執行会議に報告するとともに、定期的に実行計画に対する結果と対策をとりまとめ、代表取締役に報告します。

社内の意思決定は、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任と権限の範囲を明確にしたうえで委譲し、迅速に決裁することを継続します。

各部門の業務内容は「職務分掌規程」にて明確化しており、内部監査部門（監査室）は、各々の業務が社内規程等に照らして正しく処理され効率よく行われているかの監査を継続実施し、結果を代表取締役に報告します。

(5) 当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築に関しては、子会社各社においても必要な規程の整備を進めるとともに、各社の主体性を重んじつつ、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。

グループ各社の主要事項の管理については「関係会社管理規程」で案件別に管理基準を定めており、これに基づき承認、協議若しくは報告を求めます。各社の業績については、毎月報告される体制ができており、これを経営企画部がとりまとめ、取締役会並びに業務執行会議に報告します。また、監査室はグループ各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに業務処理に係る内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び各社のトップに報告します。

当社及びグループ各社のトップと当社の監査役が出席する「グループ戦略会議」を毎月開催し、グループ間の情報共有と重要事項に関する討議を行い、グループ総合力の強化を図ります。

⑹ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の選解任、解雇、異動等雇用条件に関する事項は、監査役の同意を得たうえで、代表取締役が決定します。また、当該使用人の人事考課に関しては監査役の意見を聞くこととします。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況及びその内容を速やかに口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。また、監査役が必要に応じ取締役及び使用人に報告を求めることができる体制を確保します。

⑼ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との定期的な意見交換、監査役と会計監査人及び内部監査部門との連携体制を整備します。また、監査役の監査環境の整備を進めます。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年４月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下の①及び②のとおりとなります。

また、当社は、平成25年５月23日開催の取締役会において、この基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年６月24日開催の当社定時株主総会において承認可決され、平成23年６月24日開催の当社定時株主総会において承認決議され更新しました当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を一部修正のうえ、当社第61期定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続することを決定致しましたところ、平成25年６月25日開催の定時株主総会において本プランを継続することが承認されました。本プランの詳細につきましては、以下の③をご参照ください。

① 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としているため、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

また、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にこれを否定するものではないものの、当該買収提案に関して、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供が行われない場合には、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての株主の皆様の適切な判断を妨げる結果となります。そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報や検討時間等を与えない者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値の源泉は、その創業以来長年にわたり培ってきた「キーコーヒー」そのものの存在感、ブランド力にあると考えておりますが、当社は、この企業価値の源泉であるブランド力を最大限に活かして事業の発展を図るとともに、これに恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しており、具体的には、以下の各取組みを実施しております。

(a) コーヒーへのこだわり

当社は、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作りに注力するとともに、当社自身も、海外においてコーヒー農場を直営するなど、理想のコーヒー作りを追求するなどし、もって、キーコーヒーのブランド力の向上を図っております。

(b) 生産設備の整備

当社は、平成13年以降、全国４箇所に存在する当社工場のリノベーションに取組み、現在では、全ての工場で、高度の衛生管理機能の整った生産及び物流体制が構築されており、このような生産設備を最大限に活かし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。なお、この当社４工場は、グローバルな食品安全認証システムである「ＦＳＳＣ２２０００」の認証を受けております。

(c) 市場の開拓

当社は、お客様のニーズに応じたコーヒー製品を提供することや、コーヒー市場の裾野拡大に向けた取組みを行う等により、キーコーヒーブランドに対する期待と信頼に応え、キーコーヒーブランドをより確固たる存在にしていきたいと考えております。

(d) 研究開発

当社は営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新製品の開発、新技術の発明を目指しており、これにより、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(e) ＣＳＲ活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100％使用した商品を開発するなど、ＣＳＲ活動を通じて、求められる社会的責任を全うし、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しております。また、当社が地域社会の人々と共に発展することを目指して行ってきたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、ＣＳＲという言葉が市場で耳目を集める遥か以前から取組んできたＣＳＲ活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の２つの認証を取得するという国際的にも競争力のあるコーヒー農場となっております。さらに、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めております。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、平成25年４月１日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しております。また、月１回定例開催する取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほかに、原則として週１回、取締役、執行役員及び経営幹部で構成する業務執行会議を開催しております。なお、４名の監査役のうち３名を社外から招聘するなどしております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定がされることを防止するための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）による取組み

(a) 本プランは、当社の特定の株主及び当該株主と一定の関係にある者の株券等保有割合・株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者は、取締役会又は株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならず、また、買付意向表明書、独立委員会が提出を求める必要情報回答書・追加回答書の提出を通じて、独立委員会に対し情報を提供し、独立委員会は、必要に応じて、株主の皆様に対し、当該情報の全部又は一部を開示します。

(b) 独立性の高い社外監査役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会は、上記の情報について、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から所定の期間内に評価・検討し、独立委員会としての意見を取りまとめます。その際、独立委員会は、必要に応じて、取締役会に対し意見等の提示を求めます。その上で、独立委員会は、所定の判断基準に従って、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は株主総会の決議を得るべき旨を勧告します。これらの意見等の内容は、必要に応じて、株主の皆様にも適時適切に開示されます。

(c) 取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、所定の要件に従って新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は株主総会にその実施・不実施に係る議案を付議します。なお、取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議するのは、大規模買付行為が、（ⅰ）いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、（ⅱ）強圧的二段階買付け等に当たる場合、（ⅲ）その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である場合等に該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

(d) 取締役会又は株主総会によって、新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件等が付された新株予約権を、当社を除くすべての株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式１株につき新株予約権１個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。ただし、新株予約権の無償割当てが実施された後であっても、当社独立委員会の勧告に従い、当該新株予約権の無償割当ての中止又はその無償取得を行うことがあります。

(e) 本プランは、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われない限り、平成25年６月25日開催の第61期定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までを有効期間とします。

（ロ）上記③（イ）の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランにおいては、大規模買付行為者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供すること及び取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求め、本プランの手続きを遵守しない買収提案、必要かつ十分な情報を提供しない買収提案、さらに、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題のある買収提案に対して、取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施することがあるとするものです。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為に対し、対抗措置を講じるものですので、取締役会としては、本基本方針の考え方に沿うと考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、大規模買付行為に際して、株主の皆様に必要かつ十分な情報と検討時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、この趣旨に反する大規模買付行為者に対し、対抗措置を講じることを定めています。

また、本プランは、株主の皆様の株主総会におけるご承認を条件に導入・継続されるだけでなく、株主の皆様の意思により有効期間中でも廃止できることとされています。

これらの設計は、いずれも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に置いたものですので、当社取締役会としては、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであると考えています。

(c) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず取締役会からの独立性が担保された独立委員会の評価・検討を経ることとされ、取締役会は、独立委員会から出される勧告を最大限尊重する必要があるとされているほか、独立委員会から対抗措置を実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、取締役会が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議できるとされている点に特徴がありますが、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、取締役会に株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

また、その他にも、新株予約権の無償割当てを実施するにあたっては、所定の合理的かつ詳細な客観的要件が充足される必要があること、有効期間を短期間に限定し、有効期間中であっても、株主の皆様の意思により廃止することが可能になっていることといった特徴があり、本プランの採否及び内容において、取締役会の恣意的な判断が極力排除されるように設計されております。

そのため、取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**25,267**	**流動負債**	**10,473**
現金及び預金	9,457	支払手形及び買掛金	6,953
受取手形及び売掛金	7,744	短期借入金	58
有価証券	4,510	未払金	1,574
商品及び製品	1,534	未払法人税等	132
仕掛品	199	賞与引当金	526
原材料及び貯蔵品	1,239	その他の引当金	1
繰延税金資産	251	その他	1,225
その他	348	**固定負債**	**2,316**
貸倒引当金	△18	長期借入金	66
		繰延税金負債	527
固定資産	**24,734**	再評価に係る繰延税金負債	505
有形固定資産	**15,311**	その他の引当金	6
建物及び構築物	5,840	退職給付に係る負債	247
機械装置及び運搬具	2,326	資産除去債務	267
土地	6,334	その他	695
その他	809	**負債合計**	**12,789**
無形固定資産	**670**	**純資産の部**	
のれん	358	**株主資本**	**38,180**
借地権	126	**資本金**	**4,628**
ソフトウェア	90	**資本剰余金**	**5,037**
電話加入権	63	**利益剰余金**	**28,526**
その他	31	**自己株式**	**△13**
投資その他の資産	**8,752**	**その他の包括利益累計額**	**△2,019**
投資有価証券	6,697	その他有価証券評価差額金	1,110
長期貸付金	117	土地再評価差額金	△3,572
繰延税金資産	44	為替換算調整勘定	0
退職給付に係る資産	5	退職給付に係る調整累計額	441
差入保証金	1,584		
その他	557	**少数株主持分**	**1,050**
貸倒引当金	△ 255	**純資産合計**	**37,211**
資産合計	**50,001**	**負債及び純資産合計**	**50,001**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**56,323**
売上原価		**40,244**
売上総利益		**16,079**
販売費及び一般管理費		**15,233**
営業利益		**845**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	327	
持分法による投資利益	57	
受取家賃	44	
貸倒引当金戻入額	11	
その他	105	564
営業外費用		
支払利息	9	
貸倒引当金繰入額	5	
賃貸借契約解約損	2	
その他	3	21
経常利益		**1,389**
特別利益		
受取保険金	54	
受取補償金	300	
受取賠償金	8	363
特別損失		
固定資産売却損	18	
減損損失	225	243
税金等調整前当期純利益		**1,508**
法人税、住民税及び事業税		487
法人税等調整額		239
少数株主損益調整前当期純利益		**781**
少数株主損失		△27
当期純利益		**808**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,628	5,037	28,077	△13	37,731
会計方針の変更による累積的影響額			2		2
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,628	5,037	28,080	△13	37,734
当期変動額					
剰余金の配当			△362		△362
当期純利益			808		808
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	446	―	446
当期末残高	4,628	5,037	28,526	△13	38,180

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	643	△3,623	△4	224	△2,760	1,076	36,047
会計方針の変更による累積的影響額							2
会計方針の変更を反映した当期首残高	643	△3,623	△4	224	△2,760	1,076	36,050
当期変動額							
剰余金の配当							△362
当期純利益							808
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	467	51	4	217	741	△25	715
当期変動額合計	467	51	4	217	741	△25	1,161
当期末残高	1,110	△3,572	0	441	△2,019	1,050	37,211

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　11社

② 連結子会社の名称

株式会社イタリアントマト
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.
株式会社アマンド
ニック食品株式会社
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社
株式会社キョーエイコーポレーション
キーアソシエイツ株式会社
スラウェシ興産株式会社
P.T. TOARCO JAYA
honu加藤珈琲店株式会社
有限会社オーギュスト

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数　３社

② 持分法を適用した関連会社の名称

沖縄キーコーヒー株式会社
台湾キーコーヒー株式会社
株式会社銀座ルノアール

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会　社　名	期末決算日
株式会社イタリアントマト	２月末日
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.	12月末日
株式会社アマンド	２月末日
P.T. TOARCO JAYA	12月末日
honu加藤珈琲店株式会社	２月末日

連結子会社の期末決算日現在の計算書類を使用しております。

honu加藤珈琲店株式会社は、期末決算日を変更しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　８～50年

機械装置及び運搬具　４～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　５年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は５～７年であります。

⑦ 負ののれんの償却方法及び償却期間

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却は、５年の均等償却を行っており、平成22年４月１日以後に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

⑨ 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が０百万円増加、退職給付に係る負債が４百万円減少し、利益剰余金が２百万円増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　23,318百万円

(2)「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,233百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	22,689,000	―	―	22,689,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	7,945	―	―	7,945

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年６月24日開催の第62期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金総額　　181百万円
・１株当たり配当額　　8円
・基準日　　平成26年３月31日
・効力発生日　　平成26年６月25日

ロ．平成26年10月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金総額　　181百万円
・１株当たり配当額　　8円
・基準日　　平成26年９月30日
・効力発生日　　平成26年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成27年６月24日開催予定の第63期定時株主総会において次のとおり付議致します。

・配当金総額　　181百万円
・１株当たり配当額　　8円
・配当の原資　　利益剰余金
・基準日　　平成27年３月31日
・効力発生日　　平成27年６月25日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として内部留保による方針であります。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また取引先企業に対し長期貸付けを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として５年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門の該当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注２) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	9,457	9,457	―
② 受取手形及び売掛金	7,744		
貸倒引当金 (※)	△18		
	7,726	7,726	―
③ 有価証券及び投資有価証券	11,019	11,124	104
④ 長期貸付金	117		
貸倒引当金 (※)	△68		
	48	50	1
⑤ 差入保証金	1,584	1,546	△38
資 産 計	29,837	29,905	67
① 支払手形及び買掛金	6,953	6,953	―
② 短期借入金	58	58	―
③ 未払金	1,574	1,574	―
④ 未払法人税等	132	132	―
⑤ 長期借入金	66	66	△0
負 債 計	8,786	8,786	△0

(※) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①　現金及び預金、② 受取手形及び売掛金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③　有価証券及び投資有価証券
　これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、合同指定金銭信託等については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④　長期貸付金、⑤ 差入保証金
　長期貸付金並びに差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値から信用リスクを適切に考慮した貸倒見積額を差し引く方法により算定しております。

負　債

①　支払手形及び買掛金、 ② 短期借入金、 ③ 未払金、 ④ 未払法人税等
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤　長期借入金
　これらは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	113
関連会社株式（非上場株式）	73

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　1,594円32銭
(2)　１株当たり当期純利益　　35円66銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,270**	**流動負債**	**8,919**
現金及び預金	8,465	買掛金	6,307
受取手形	69	リース債務	35
売掛金	7,121	未払金	1,309
有価証券	4,500	未払消費税等	264
商品及び製品	1,465	未払費用	419
仕掛品	199	未払法人税等	68
原材料及び貯蔵品	1,039	預り金	41
前渡金	5	賞与引当金	472
前払費用	138		
繰延税金資産	207		
その他	75		
貸倒引当金	△ 17		
固定資産	**21,865**	**固定負債**	**1,703**
有形固定資産	**12,766**	再評価に係る繰延税金負債	505
建物	4,479	繰延税金負債	301
構築物	77	退職給付引当金	759
機械装置	1,942	資産除去債務	9
車両運搬具	10	リース債務	27
器具備品	315	その他	100
土地	5,917		
リース資産	22		
		負債合計	**10,623**
無形固定資産	**278**	**純資産の部**	
のれん	21	**株主資本**	**36,978**
借地権	126	**資本金**	**4,628**
ソフトウェア	74	**資本剰余金**	**5,049**
電話加入権	51	資本準備金	5,049
その他	3		
投資その他の資産	**8,820**	**利益剰余金**	**27,313**
投資有価証券	5,076	利益準備金	609
関係会社株式	3,137	その他利益剰余金	26,703
出資金	6	圧縮記帳積立金	107
長期貸付金	59	別途積立金	24,500
従業員に対する長期貸付金	8	繰越利益剰余金	2,096
関係会社長期貸付金	91		
更生債権等	35	**自己株式**	**△13**
長期前払費用	22		
差入保証金	312	**評価・換算差額等**	**△2,465**
会員権	262	その他有価証券評価差額金	1,106
その他	0	土地再評価差額金	△3,572
貸倒引当金	△192		
		純資産合計	**34,512**
資産合計	**45,136**	**負債及び純資産合計**	**45,136**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**46,917**
売上原価		**33,211**
売上総利益		**13,705**
販売費及び一般管理費		**12,788**
営業利益		**917**
営業外収益		
受取利息	4	
有価証券利息	10	
受取配当金	312	
受取家賃	48	
貸倒引当金戻入額	11	
その他	44	432
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入額	5	
その他	0	7
経常利益		**1,342**
特別利益		
受取保険金	54	
受取賠償金	8	63
税引前当期純利益		**1,405**
法人税、住民税及び事業税		402
法人税等調整額		219
当期純利益		**783**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	4,628	5,049	5,049
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,628	5,049	5,049
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	4,628	5,049	5,049

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	609	103	24,500	1,676	26,889
会計方針の変更による累積的影響額				2	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	609	103	24,500	1,678	26,892
当期変動額					
剰余金の配当				△362	△362
当期純利益				783	783
圧縮記帳積立金の積立		5		△5	―
圧縮記帳積立金の取崩		△2		2	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	3	―	417	420
当期末残高	609	107	24,500	2,096	27,313

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△13	36,554	641	△3,623	△2,981	33,572
会計方針の変更による累積的影響額		2				2
会計方針の変更を反映した当期首残高	△13	36,557	641	△3,623	△2,981	33,575
当期変動額						
剰余金の配当		△362				△362
当期純利益		783				783
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			464	51	516	516
当期変動額合計	—	420	464	51	516	937
当期末残高	△13	36,978	1,106	△3,572	△2,465	34,512

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15～50年
機械装置	10年
器具備品	２～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却年数は５年であります。

また、自社利用のソフトウェアについては定額法を採用しており、償却年数は５年であります。

③ リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長 期 前 払 費 用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が４百万円減少し、繰越利益剰余金が２百万円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	363百万円
短期金銭債務	96百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　19,031百万円

(3) 保証債務

当社の子会社であるスラウェシ興産株式会社の保証債務残高84百万円に対して、保証を行っております。

(4)「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,233百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務　23百万円

取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	1,422百万円
	仕入高	998百万円
	その他	453百万円
営業取引以外の取引		8百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	7,945	—	—	7,945

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

		平成27年３月31日現在
		百万円
繰延税金資産	退職給付引当金	245
	賞与引当金	156
	関係会社株式評価損	137
	投資有価証券評価損	63
	その他	177
	小計	780
	評価性引当額	△319
	繰延税金資産計	461
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△489
	圧縮記帳積立金	△51
	その他	△14
	繰延税金負債計	△555
	繰延税金負債の純額	△93
再評価に係る繰延税金資産	再評価に係る繰延税金資産	1,650
	評価性引当額	△1,650
	再評価に係る繰延税金資産計	―
再評価に係る繰延税金負債	再評価に係る繰延税金負債	△505
	再評価に係る繰延税金負債の純額	△505

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な原因別の内訳

	平成27年３月31日現在
	%
法定実効税率	35.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5
住民税均等割	6.0
特別税額控除	△1.3
評価性引当額の増加額	△0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.5
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2

６．退職給付会計に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,521円64銭
(2) １株当たり当期純利益	34円56銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月11日

キーコーヒー株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米澤英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤毅文　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月11日

キーコーヒー株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米澤英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤毅文　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第６３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、業務の適正を維持しつつ、業績を確保していく経営管理活動の検証を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制について、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、取締役会等において定期的に担当の取締役等から状況の説明を受け、必要に応じて子会社に赴き、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、適宜事業の状況を把握いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

キーコーヒー株式会社　監査役会

常勤監査役 清水信行 ㊞

監査役(社外監査役) 前原一雅 ㊞

監査役(社外監査役) 椙山智 ㊞

監査役(社外監査役) 中川幸三 ㊞

以　上